

公立病院改革プランの概要

団 体 名		東栄町					
プ ラ ン の 名 称		東栄町国民健康保険東栄病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 31日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 23年度					
病院 の 現 状	病 院 名	東栄町国民健康保険東栄病院					
	所 在 地	愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字上栗5番地					
	病 床 数	70					
	診 療 科 目	内科、外科、小児科、泌尿器科、精神科、整形外科、循環器科、消化器科、耳鼻咽喉科					
公立病院として今後果たすべき役割		東栄病院は、救急告示病院(昭和39年度指定)、へき地中核病院(昭和50年度指定)、第二次救急医療施設(昭和56年度指定)の指定を受け、北設楽郡唯一の公立病院として圏域内住民の生命と健康を守る拠点としての役割を担い、町内の無医地区または無医地区に準ずる地区を対象とする巡回診療や、北設楽郡内のへき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師の派遣を行うなど、広域的な医療活動を実践している。					
一般会計における経費負担の考え方		<p>公設であることから、地方交付税の措置があるが、病院会計に累損(約417百万円:19年度決算)があるため、次のルールで繰り入れることとする。</p> <p>①収益的収支への繰入 平成20年度までと同様、企業債利息の3分の2を含め、毎年100百万円を予定している。</p> <p>②資本的収支への繰入 病院の建設改良に要する経費として、国の示す繰り出し基準により、2分の1を基本とし、起債等による繰入についても予定している。また、企業債元金償還金については3分の2とする。</p>					
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	213.2	213.4	228.7	231.1	230.7	
	職員給与費比率	15.5	15.5	16.8	17.1	17.1	
	病床利用率	84.1	82.5	82.6	82.6	82.6	
上記目標数値設定の考え方		(経常黒字化の目標年度:すでに達成)					

公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
病床利用率		84.1	82.5	82.6	82.6	82.6	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	—					
	事業規模・形態の見直し	指定管理者制度の継続					
	経費削減・抑制対策	—					
	収入増加・確保対策	—					
その他	—						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	89.00%	18年度	88.86%	19年度	84.14%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	無し					

団体名
(病院名)

東栄町国民健康保険東栄病院

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	—		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	公立病院等地域医療連携のための有識者会議によれば、今後のあり方として「国保東栄病院は、北設楽郡唯一の病院であり、一般救急医療体制を維持していく必要がある」と提言されている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	—	<内容> —	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	医療法人財団においては、外部監査を行っている。また、町民も委員となっている評議員会により、決算及び予算の報告、承認が行われている。さらに、ホームページにおいて決算状況を公開しており、医療法人財団であることから毎年愛知県への決算の報告義務もある。従来通り、予算及び決算は議会へ上程し審議される。さらに、収支については毎月監査が行われている。病院施設整備事業については、町のホームページにて公表している。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年3月		
その他特記事項				

(別紙)

団体名
(病院名)

東栄町国民健康保険東栄病院

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	860.9	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0
	(1) 料金収入	778.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(2) その他	82.0	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0
	うち他会計負担金	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 医業外収益	123.4	102.7	103.1	103.1	103.1	103.1
	(1) 他会計負担金・補助金	5.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(2) 国(県)補助金	10.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(3) その他	19.2	2.7	3.2	3.2	3.2	3.2
	経常収益(A)	984.3	103.4	103.9	104.0	104.0	104.0
	入	1. 医業費用 b	881.3	43.0	46.3	43.0	43.2
(1) 職員給与と費用 c		485.7	7.5	7.6	7.7	7.7	7.7
(2) 材料費		136.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(3) 経費		225.9	7.8	7.1	7.3	7.3	7.3
(4) 減価償却費		30.8	27.7	27.7	28.1	28.2	28.5
(5) その他		2.6	0.0	3.9	0.0	0.0	0.0
2. 医業外費用		18.3	5.5	2.4	2.5	1.8	1.6
(1) 支払利息		0.0	2.0	1.6	1.8	1.1	0.9
(2) その他		15.8	3.4	0.8	0.8	0.8	0.8
経常費用(B)		899.6	48.5	48.7	45.5	45.0	45.1
経常損益(A)-(B) (C)	84.7	54.9	55.2	58.6	59.1	59.0	
特別損益	1. 特別利益(D)	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 特別損失(E)	0.3	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	特別損益(D)-(E) (F)	-0.3	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
純損益(C)+(F)	84.4	55.7	55.2	58.6	59.1	59.0	
累積欠損金(G)	472.6	417.0	395.6	357.2	300.4	242.8	
不良債務	流動資産(ア)	418.5	417.2	467.8	547.8	597.8	647.8
	流動負債(イ)	34.0	0.5	7.4	0.6	0.5	0.5
	うち一時借入金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	翌年度繰越財源(ウ)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
差引不良債務(オ) {(イ)-(エ)} -{(ア)-(ウ)}	▲384.5	▲416.7	▲460.4	▲547.2	▲597.3	▲647.3	
単年度資金不足額(※)	118.3	32.3	43.7	86.8	50.1	50.0	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	109.4	213.2	213.3	228.6	231.1	230.6	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	97.7	1.6	1.5	2.3	2.3	2.3	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	56.4	1071.4	1085.7	770.0	770.0	770.0	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
病床利用率	88.9	84.1	82.5	82.6	82.6	82.6	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」= (「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	東栄町国民健康保険東栄病院
--------------	---------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	0.0	9.5	50.4	20.0	14.1	21.2	
	2. 他会計出資金	46.1	19.3	21.8	24.2	18.5	23.8	
	3. 他会計負担金	0.0	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	4. 他会計借入金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	5. 他会計補助金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	6. 国(県)補助金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	7. その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	収入計(a)	46.1	36.9	72.2	44.2	32.6	45.0	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	20.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	純計(a)-(b)+(c)(A)	25.8	36.9	72.2	44.2	32.6	45.0	
	支 出	1. 建設改良費	21.4	65.6	65.1	40.2	28.3	42.5
		2. 企業債償還金	22.8	21.7	10.8	6.1	6.5	3.8
		3. 他会計長期借入金返還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4. その他		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
支出計(B)		44.1	87.2	75.8	46.4	34.8	46.3	
差引不足額(B)-(A)(C)		18.3	50.3	3.6	2.2	2.2	1.3	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	18.3	50.3	2.2	2.2	2.2	1.3	
	2. 利益剰余金処分額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	3. 繰越工事資金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	4. その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	計(D)	18.3	50.3	3.6	2.2	2.2	1.3	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
実質財源不足額(E)-(F)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(11,121) 11,121	(98,645) 100,000	(98,915) 100,000	(98,834) 100,000	(99,925) 100,000	(99,434) 100,000
資本的収支	(46,133) 46,133	(19,258) 19,258	(21,833) 21,833	(24,204) 24,204	(18,468) 18,468	(23,802) 23,802
合計	(57,254) 57,254	(117,903) 119,258	(120,748) 121,833	(123,038) 124,204	(118,393) 118,468	(123,236) 123,802

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。